

岩手中部広域行政組合一般廃棄物処理手数料の後納に関する事務取扱要領

令和4年5月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手中部広域行政組合手数料条例（平成27年岩手中部広域行政組合条例第3号）第3条のただし書きの規定により、一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を翌月に徴収すること（以下「後納」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 手数料を後納することができる者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 岩手中部広域行政組合構成市町（以下「組合構成市町」という。）から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
- (2) 納期の到来している組合構成市町に係る市税又は町税（以下「市税等」という。）を滞納していない者
- (3) 直前の事業年度において、債務超過又は経常利益が赤字でないこと
- (4) その他岩手中部広域行政組合管理者（以下「管理者」という。）が適当と認めた者（以下「特定事業者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、公的機関又はこれに準ずる者として管理者が認める者は、事前の承認を必要としない。ただし、公文書等により依頼しなければならない。

(後納の申請)

第3条 手数料の後納の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般廃棄物処理手数料後納承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 組合構成市町から交付を受けた一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し（特定事業者は除く。）
- (2) 直前1年分を対象とした市税等に係る納税証明書（事業の開始から間もない等の理由により法人市民税等の納税実績がない場合は、「法人の設立・変更等の申告書」の写し）
- (3) 直前1事業年度分の財務諸表又は確定申告書の写し
- (4) 一般廃棄物搬入車両届出書（様式第2号）

(後納の承認)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、一般廃棄物処理手数料後納承認通知書（様式第3号）により、不適当と認めたときは、一般廃棄物処理手数料後納不承認通知書（様式第4号）によ

り、申請者に通知するものとする。

(計量カード)

第5条 管理者は、手数料の後納の承認を受けた者（以下「後納事業者」という。）に対して、計量カードを貸与するものとする。

2 後納事業者は、届け出ている車両の変更又は廃止を行うときは、あらかじめ管理者に一般廃棄物搬入車両変更届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

3 管理者は、前項に規定する届出書を受理したときは、後納事業者に対して計量カードを貸与し、又は返却を求めるものとする。

4 後納事業者は、計量カードを紛失したときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

5 後納事業者は、後納の承認が取り消されたときは、又は廃業等により計量カードが不要になったときは、直ちに計量カードを返却しなければならない。

(納付)

第6条 後納に係る手数料は、岩手中部広域行政組合が発行する納入通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

(督促)

第7条 管理者は、前条の納期限までに後納事業者が手数料を納付しなかったときは、納期限から30日を経過する日までに15日以内の納期限を設け督促状を発するものとする。

(後納の停止)

第8条 管理者は、前条の督促状の納期限までに後納事業者が手数料を納付しなかったときは、当該手数料が納付されるまでの間、後納の取扱いを停止するものとする。

2 前項により後納の取扱いを停止された後納事業者は、一般廃棄物を搬入する度に手数料を納付しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 管理者は、後納事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、後納の承認を取り消すものとする。

(1) 第7条の督促状の納期限から30日を経過する日までに手数料を納付しなかったとき。

(2) 計量カードを他人に譲渡又は貸与したとき。

(3) この要領、岩手中部広域行政組合一般廃棄物処理施設条例及び同規則並びに環境法令等に違反したとき。

(4) 岩手中部広域行政組合の施設及び設備並びに施設周辺の道路を汚損させたとき。

(5) その他管理者が後納の承認の取消しが必要であると認めたとき。

2 前項の規定により後納の承認を取り消された者は、承認の取消しの日以後1年間、

手数料の後納の承認を申請することができない。

(後納の継続)

第10条 後納は、前条に該当する場合を除いて、原則として継続するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

年 月 日

岩手中部広域行政組合
管理者

様

申請者 所在地
名 称
代表者名
電話番号

一般廃棄物処理手数料後納承認申請書兼誓約書

一般廃棄物処理手数料の後納の承認を受けたいので、岩手中部広域行政組合一般廃棄物処理手数料の後納に関する事務取扱要領第3条の規定により、次のとおり申請します。

また、後納の承認を受けた際は、下記3に定める事項について遵守することを誓約します。

記

1 搬入先施設名（チェック欄にチェックを入れてください）

岩手中部クリーンセンター 遠野中継センター

2 施設に搬入する車両

別紙一般廃棄物搬入車両届出書のとおり

3 遵守事項

- (1) 請求があった一般廃棄物処理手数料を納期限までに納付すること。
- (2) 一般廃棄物処理手数料を納期限までに納付しなかったときには、何らの通知なく、支払方法を現金納付へ変更されても一切異議を申し立てず、かつ、損害の賠償や補償を求めないとともに、これにより第三者に損害が生じた場合は、一切を申請者の責任とすること。
- (3) 計量カードを他人に譲渡または貸与しないこと。
- (4) 岩手中部広域行政組合一般廃棄物処理手数料の後納に関する事務取扱要領、岩手中部広域行政組合一般廃棄物処理施設条例及び同規則並びに環境法令を遵守すること。
- (5) 後納承認が取り消されたとき、又は廃業などにより計量カードが不要になったときは、直ちに計量カードを返却すること。

年 月 日

様

岩手中部広域行政組合
管理者



一般廃棄物処理手数料後納承認通知書

年 月 日付けで申請がありました一般廃棄物処理手数料後納については、次のとおり承認しましたので、岩手中部広域行政組合一般廃棄物処理手数料の後納に関する事務取扱要領第4条の規定により通知します。

記

1 搬入先施設名

岩手中部クリーンセンター 遠野中継センター

2 施設に搬入する車両

別紙のとおり

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

様

岩手中部広域行政組合
管理者



一般廃棄物処理手数料後納不承認通知書

年 月 日付けで申請がありました一般廃棄物処理手数料後納については、次の理由により承認できませんので、岩手中部広域行政組合一般廃棄物処理手数料の後納に関する事務取扱要領第4条の規定により通知します。

記

後納を承認できない理由

年 月 日

岩手中部広域行政組合

管理者

様

申請者 所在地

名 称

代表者名

電話番号

一般廃棄物搬入車両変更届出書

岩手中部広域行政組合一般廃棄物処理手数料の後納に関する事務取扱要領第5条の規定により、一般廃棄物搬入車両の変更について、次のとおり届け出ます。

No.	種 類	型 式	最大積載量 (kg)	車両番号	登録年月日	変更内容
						追加・削除
						追加・削除
						追加・削除
						追加・削除
						追加・削除
						追加・削除
						追加・削除
						追加・削除
						追加・削除
						追加・削除
						追加・削除